

水道の経営（上水道の場合）

1 独立採算

水道事業は、公営の企業として水道料金を基本的財源に独立採算で経営されています。（地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。）

2 水道料金

(1) 水道事業の経営に要する費用の大部分は、水道料金の収入によって賄われていますが、その料金について次のように定められています。

（地方公営企業法第 21 条第 1 項 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。）

同条第 2 項 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。）

(2) 経営に必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てるように決められています。このため、コストの如何が水道料金を左右することになりますが、それぞれの事業体ごとに水源の種類や場所、水道施設の建設時期、事業規模が異なり、さらに人件費や施設の維持費にも違いがありますので、必然的にコストにも差が出てきます。

3 水道料金体系

(1) 二部料金制 使用水量に関係なく料金を徴収する基本料金と、使用水量に従って料金を徴収する従量料金の二本建

(2) 従量料金 使用水量の多い少ないに関係なく 1 立法メートル当たりの料金が同額の単一従量料金制と、使用水量が多くなるほど 1 立法メートル当たりの料金が段階的に高くなる逓増従量制（消費抑制型）や、それと反対に安くなる逓減従量料金制（需要促進型）がある。

(3) 口径別料金 使用者が一度に使える水の量は、設置してある水道メーターの口径の大きさによって左右されることからメーターの口径の大きさより基本料金を区別したり、従量料金を変えたりするもの。

(4) 用途別料金 主として使う水の用途や使用実態及び負担能力により基本料金を区別したり、従量料金を変えたりするもの。

4 水道料金の決定方法（日本水道協会水道料金算定要領による）

(1) 基本原則 水道料金は、水道使用者の公正な利益（十分に良質の給水サービスが

公平かつ低廉に供給されること。)と水道事業の健全な発展(既存の施設による給水のための原価をまかなうだけでは十分でなく、施設の拡充が可能であるように財政的基盤の強化が図りうるものであること。)が図りうるよう適正に定めなければならない。

- (2) 総括原価 料金算定期間中における料金総収入額は、適正な原価に基づき算定しなければならない。

総括原価の内容は、営業費用(既存の水道施設を維持管理していくために必要とされている費用)と資本費用(支払利息と資産維持費)で構成される。

- (3) 給水需要予測 過去の実績、地域の特性及び社会経済の動向等を十分に勘案して、適正に予測する。

- (4) 施設計画策定 必要な水源を確保し、施設が地域的にも時期的にも適切な水需給のバランスが確保できるものでなければならない。

- (5) 個別原価主義 料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定する。